

独立行政法人評価委員会第27回農業分科会

農林水産省経営局総務課

独立行政法人評価委員会第27回農業分科会

期日：平成20年 6月25日（水）

場所：合同庁舎4号館

1219号～1221号会議室

時間：14:00～16:42

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第1部

{	農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、
	家畜改良センター、水資源機構

(1) 平成19年度業務実績の概要について

(2) 水資源機構の評価基準並びに平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について

(休 憩)

第2部 (農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金)

(1) 役員給与規程等の一部改正について

(2) 短期借入金の借換及び長期借入金の入札結果の報告について

(3) 業務方法書の変更について

(4) 独立行政法人の評価基準等の見直しについて

(5) 平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について

(6) 平成19年度の財務諸表について

(7) 繰越積立金の処分について

(8) その他

3. 閉 会

(第1部)

松本分科会長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第27回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員及び専門委員の皆様方には、大変お忙しいところ、また少々蒸し蒸しする中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち6名の方にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをまずご報告申し上げます。

なお、戸澤専門委員におかれましては20分程度、馬場専門委員におかれましては1時間程度、萬野専門委員におかれましては少々遅れるとの報告をいただいておりますが、時間の都合もございまして会議に入らせていただきます。

それでは、事務局から議事の進め方の説明と配付資料の確認をお願いしたいと思います。

経営局総務課長 事務局を担当しております経営局の総務課長の宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、専門委員の退任がございますので、ご報告申し上げたいと思います。農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの池山恭子氏におかれましては、5月23日付けで退任されましたので、ご報告いたします。

それでは、早速ですが、本日の議事の進め方についてご説明させていただきます。本日の議事は、お手元の議事次第にありますように、2部構成といたしております。

まず、第1部につきましては、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水資源機構の4法人の議題をご審議いただきます。休憩を挟みまして、第2部につきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の議題をご審議いただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。資料につきましては、事前に送付いたしておりますので、本日は委員の皆様方にご持参を願ったところでございます。事前に送付しておりませんでした資料のみ卓上に配付いたしております。差し替え等資料一覧を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。なお、差し替え資料につきましては、「正」のスタンプを押してございますので、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、これからご覧になりながら不足等がございましたら、いつでもお申し出いただければと思っております。資料の方はよろしゅうございましょうか。

松本分科会長 それでは、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。1つ目の議題は「平成19年度業務実績の概要について」でございます。各法人から説明をいただいてから、まとめて質疑を受けることにいたします。

まず、農林水産消費安全技術センターから説明をお願いいたします。

農林水産消費安全技術センター理事長 農林水産消費安全技術センター理事長の吉羽でございます。本年4月に着任いたしました。昨年度までは東京農業大学で土壌肥料の分野の教育研究に携わり、併設高等学校の校長、中学校の校長と、学校教育の経営に携わっておりました。何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

当センターは、昨年4月に、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人が統合して発足した法人でございます。科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までの食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。旧3法人で培いました専門的知見の活用を図り、統合メリットを最大限発揮しながら業務を推進してまいりたいと考えております。

なお、事前に配付しました資料の一部、資料2 - 1の2ページの上段の人件費の削減率に修正がありましたので、本日、当該部分に下線を付して資料の差換えをお願いしております。

それでは、当センターの平成19年度の業務実績の概要について、時間が限られておりますので、特にポイントとなる部分をご説明させていただきたいと思ひます。

最初に、資料2 - 1の1ページ目の業務運営の効率化ですが、統合を機に1本部5地方組織への再編、検査等業務に重点化した人員配置、スタッフ制の拡充、内部監査体制の充実等により、業務運営の効率化に努め、一般管理費を3.7%、業務経費を5.8%抑制しました。また、統合メリットを発現することにより、一般管理費比で1.5%の経費抑制、人件費の4.8%削減を行いました。

2ページ目ですが、業務の重点化・効率化として、肥料関係では、登録申請事務の調査期間を削減するとともに、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等に重点化を図り、680力所に立入検査を行いました。

農薬関係では、登録申請に係る検査業務の進行管理の充実等を図り、90%以上の案件を目標期間内に処理しました。

飼料関係では、BSEの発生防止等に重点を置き、624力所に対し立入検査を行いました。

3 ページ目ですが、食品関係では、食品表示の検査の重点化、検査分析時間の削減、表示の真正性に関する調査研究への重点化等を行いました。

次に、4 ページ目からの業務の質の向上ですが、統合メリットを活かして、各分野の検査等業務に関する技術とマンパワーを結集し、プロジェクトチームを設置して、牛挽肉偽装表示事件に関連した緊急調査等の2 課題を実施しました。

また、輸入冷凍ギョウザによる薬物中毒事案に対しては、消費者相談窓口を土曜日、日曜日も開設するとともに、保健所、農林水産省、国民生活センター等の関係機関に対して迅速に情報提供し、情報の共有化に努めました。

5 ページ目、肥料関係では、収去品の分析を目標期間内に行い、有害成分を含む肥料の流通防止に努めました。

また、無登録汚泥肥料の生産・流通に係るものなど、11事業場へ緊急の立入検査、分析等を実施しました。

6 ページ目、農薬関係については、登録農薬データの適正管理、申請者からの技術的相談、ポジティブリスト制度や生産量の少ない農産物への農薬登録の促進等に適切に対応しました。

また、G L P 適合確認業務や立入検査も適切に実施しました。

7 ページ目、飼料関係では、中段に示すように、飼料のモニタリング検査を実施し、公表しました。

さらに、家畜等の被害発生原因の究明等のため、飼料中のメラミン等の分析を実施し、飼料の安全性や品質向上のための調査研究を実施しました。

また、443事業場に対して、肉骨粉等の交差汚染防止の技術的指導を行いました。

8 ページ目ですが、B S E 発生防止の観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードを製造する事業場の設備、製造・品質管理等に関する調査を370件実施しました。

次に、8 ページ中段以降の食品表示関係では、6,055件の食品について、科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を実施しました。その際、前年度に不適合率の高かった品目の検査件数を増加させるとともに、牛挽肉加工品等、消費者の関心の高い品目について重点的な検査を実施しました。

9 ページ目の食品表示については、2 件の立入検査と112件の任意調査を適正に実施しました。

登録認定機関等に対する指導・監督業務については、格付品検査726件、立会調査417件を含め、登録時の調査や定期的な調査を適正に実施しました。また、J A S 不正格付に関する3 件

の立入検査と24件の任意調査を実施しました。

一方、JAS規格や表示基準の見直しのため、利用状況、改正要望の調査や実態把握のための市販品調査などを行い、見直しの意見書を農林水産省に報告いたしました。

10ページ目ですが、国際規格については、ISOの国内審議団体として、国内意見を取りまとめるとともに、国際規格に我が国の意見を反映させることに努めました。

また、農林水産省の「サーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、農産物中の残留農薬2,038検体、かび毒210検体、飼料中の農薬、かび毒、有害金属等2,619検体の分析検査を実施しました。

最後に、11ページ目ですが、農薬散布棟の工事等を計画に従い実施するとともに、神戸センター新庁舎建築工事においては、本年度の竣工に向け、基礎工事及び躯体工事を実施しました。

さらに、本部及び福岡センターの遺伝子分析検査設備拡充工事に着手しました。

このほか、業務の効率化を図り、平成17年度を基準として人員を34名削減しました。

以上で、当センターの業務実績概要の説明を終わらせていただきます。

松本分科会長 ありがとうございました。

続きまして、種苗管理センターから説明をお願いいたします。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長をやっております野村でございます。

私のほうから、19年度の種苗管理センターの実績につきまして、ご説明させていただきます。

資料は2 - 2でございます。既にお渡ししております資料との相違は、2ページの5の(4)の経費の削減のところの数値が空欄になっておりましたが、このところを埋めさせていただいております。

私ども種苗管理センターにおきましては、大きく分けて3つの業務をやっております。1つは第1の1、2に書いてございますような、植物の品種登録制度におきます審査のための栽培試験と、それによって付与されます育成者権の保護・活用に関する業務でございます。

2つ目は、3に書いてございます流通種苗の検査。

3つ目が、ばれいしょ、さとうきび、これらの作物は種子増殖率が低くて、種子伝染性病害により大きな被害をもたらすものでございますが、これらの種苗の大もととなる原原種の生産・配布を行っております。

19年度の実績についてでございますが、第1の業務運営の効率化でございます。栽培試験につきましては、知覧農場の西日本農場への再編・統合に向けまして、栽培試験対象作物の移管を完了いたしました。また、公募による裁判試験といたしまして、3種類15品種を実施いたし

ました。

2番目の育成者権の侵害対策及び活用促進でございますが、全国に配置しております品種保護Gメンの活動を総括整理するということで、上席品種保護対策役を新設いたしました。また、一方で、現在1名体制の農場につきまして、併任発令によりまして2名配置として、5農場14名体制に強化いたしました。

3番目の種苗検査でございますが、従来、西日本農場が担当しておりました九州地域の店頭表示検査及び種子の集取につきまして、雲仙農場に検査職員を配置して検査対象へのアクセスを短縮いたしました。

それから、昨年12月に策定されました独立行政法人整理合理化計画に即しまして、これまで種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子について検査を行っておりましたが、この業務を廃止いたしました。

それから、4番目の原原種の生産・配布でございますが、ばれいしょ原原種の生産及び配布につきましては、北海道中央農場と孺恋農場におきまして、これまで行っております網室生産に代わりまして、培養系母本を基といたしましたミニチューバー生産に移行して、生産の効率化、品質の向上を図っております。

次に、整理合理化計画に即しまして、ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行の検討を行うことになっておりましたが、これにつきましては、この20年度から加工用新品种、アンドーバーという品種でございますが、これにつきまして原原種生産の元だね部分についての生産を民間企業に移行するとともに、センターについては、民間企業からの依頼に応じて、隔離圃場での増殖部分の協力を行うという方針を決定しまして、この20年度から実施しております。

それから、さとうきびの原原種につきましては、沖縄農場におきまして19年の春植原原種の元となる基本種につきまして、これまでの茎節苗に代わりまして、増殖率が四、五倍高い側枝苗による増殖に移行しております。

次のページをお願いいたします。

業務運営でございますが、(1)の人員の有効活用につきまして、管理部門について、管理業務を本所に一元化を進めるということでございまして、上北農場管理課長、北海道中央農場及び西日本農場の用度係を廃止しました。一方で、本所の総務課に厚生係を、会計課に決算係を新設しております。

業務部門につきましては、調査研究課を廃止いたしました。一方で、農林水産省知的財産戦略に基づきまして、DNA品種識別体制を強化するということでチームを新設しております。

農場の再編・統合につきましては、知覧農場の敷地につきまして、公用・公共用利用を目的とした取得要望を調査いたしまして、知覧町に売却をいたしまして、この4月に敷地を引渡しております。

それから、(3)の事務運営の合理化でございます。まず、1つは随意契約でございます。種苗管理センターにおきましては、物品等の調達に当たりましては、従来より、国と同様の一般競争入札の基準を適用しておりまして、随意契約自体はそんなに大きくございませんが、昨年12月に随意契約見直し計画を策定いたしまして、これに基づいて、さらに取り組みを進め、19年度は随意契約17件、7,200万円ということで、18年度ベースでそれぞれ77%、61%に削減しております。

次に、保有資産の見直しでございますが、18年度に終了いたしました八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴いまして、用地の返還手続きを進めまして、一部用地について返還、また利用度が低下した資産につきまして減損処理を行っております。

(4)の経費の削減でございます。今まで申し上げましたような効率化の取り組みによりまして、運営費交付金で行う業務に要した経費のうち、一般化管理費につきましては、対前年度比12.5%、業務費は対前年度比2.2%、そして人件費につきましては、対前年度比2.1%削減しております。また、役職員の給与につきましても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた改定等を行い、国家公務員との給与水準の比較は98.5になっております。

また、法令遵守の体制ということで、コンプライアンス委員会の設置に向け準備いたしまして、この4月に設置しております。

次のページをお願いいたします。

第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございます。

栽培試験につきましては、出願点数の増加に対応いたしまして、前年比2%増の690点の栽培試験を実施いたしました。

また、報告期間につきましても、知的財産基本計画におきまして、20年度中に品種登録に要する期間を2.5年にしようという大きい課題がありまして、極めて高いハードルでございますけれども、私ども、目標に近い3.1カ月に短縮しております。

そのほか、栽培試験対象植物の種類拡大、あるいは新規植物の種類別審査基準案の作成、あるいは栽培試験実施方法の国際的な基準案の作成等につきまして、いずれもほぼ目標を達成しております。

次に、2番目の育成者権の侵害対策及び活用促進でございますが、(2)にありますように、

DNA分析対象植物について、茶と白いんげんまめを追加し、また、(3)にありますように、品種保護Gメンの資格要件を明確化しております。

3番目の種苗の検査につきましてでございますが、検査の迅速化は、48日ということで、目標を達成しております。また、検査項目につきましても拡大し、農林水産大臣の指示に基づきます指定種苗の集取及び立入検査も目標を上回って達成しております。

4ページをお願いいたします。

4番目の原原種の生産及び配布についてでございますが、ばれいしょの原原種につきましては、主産地であります北海道において干ばつがございましたが、そういう中で規格外品の活用等によりまして、この表の一番右の達成率に書いてございますように、ほぼ都道府県の需要に見合った配布を実施しております。

それから、(3)にありますように配布先の農協等を対象としたアンケートにおきましても、高い顧客満足度を得ております。

それから、5の調査研究につきましては、新たに外部有識者の参画を得ました調査研究評価委員会を設置いたしまして、外部有識者の意見を計画に反映しております。

それから、国際対応・協力でございますが、UPOVあるいはCPVO等との協力によりまして、栽培試験の国際調和につきましての議論に参画しております。

また、(2)にありますJICAからの要請に基づく集団研修コースを実施しておりまして、昨年の秋にJICAの理事長から団体表彰を受けております。

それから、7番目が、植物遺伝資源の保存・増殖でございますが、ジーンバンクのサブバンクといたしまして、栄養体植物について1万705点の遺伝資源を保存しております。

最後のページでございますが、第3、財務内容の改善ということで、真に必要な業務に資金を集中して実施いたしました。また、短期借入金についてはございませんでした。

第4につきましては、常勤職員を削減するという方針のもとで、業務の重点化、効率化に配慮して適正な人員配置を行いましたし、また、種苗行政との連携を深めるため、行政部局との人事交流を実施いたしました。

以上、おおむね計画どおりの実績を上げられたと、このように考えております。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、家畜改良センターから説明をお願いいたします。

家畜改良センター理事長 家畜改良センターの理事長の矢野でございます。

家畜改良センターの業務実績としまして、第1の業務運営の効率化から第4のその他という

ところまで、まとめてあります。本日配付されています資料の中の資料2 - 3でございます。

第1の業務運営の効率化についてですが、業務運営の重点化については、としまして、実験用ウサギの種畜供給業務を中止し、乳用牛、肉用牛、豚、鳥の4畜種に重点化しております。次のですけれども、飼料作物種苗の増殖についても、優良な新品種に重点化をしております。

続きまして、2番目の業務運営の効率化及び組織体制の合理化についてですが、事務の一部を本所に集中化させております。

また、2番目としまして、減損会計及び減価償却事務の一部を本所に集中化するなど業務の効率化を実施しております。

3番目としまして、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、法令遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会設置に向けた準備を実施しております。

経費の縮減につきましては、お手元の資料では～になってはいますが、で、財務分析、生産物コスト試算などを実施して、一般管理費は対前年度比3.1%、業務経費は対前年度比1.1%縮減し、人件費は17年度比で3.4%縮減しております。

としまして、独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、中央畜産研修施設の管理・運営につきましては、平成21年度より民間競争入札を導入するための準備を実施しております。

2ページ目でございます。

第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上についてです。

1番目としまして、家畜の改良及び飼養管理の改善について、主なところだけを説明しますと、乳用牛については、種雄牛国際評価機関、「インターブル」と申しますが、その日本代表機関として、国内外の種雄牛の遺伝的能力評価値を公表するとともに、後代検定事業において、センター所有種雄牛が新たに11頭選抜され、うち1頭は国内の遺伝的能力評価における総合指数1位を記録しております。

肉用牛につきましては、後代検定事業において、センター産種雄牛が新たに2頭選抜され、脂肪交雑の後代検定結果において歴代1位、2位を記録しております。

鶏につきましては、高病原性鳥インフルエンザの影響回避のため、海外産種鶏からセンター産に切り替えた産地において、出荷が拡大しております。

2番目の飼料作物種苗の増殖・供給及び検査についてですが、年間供給能力134品種27トン確保しております。また、飼料用イネにつきましては、14トン確保しております。

2番目としまして、我が国唯一のISTA(イスタ)国際種子検査協会の認定機関として、OECD種子制度に基づく各種検定・品種証明を的確に実施しております。

3 ページ目でございます。

調査研究についてですが、1 番目としまして、遺伝子育種技術については、乳用牛の乳房炎抵抗性に関与する2 つ目の遺伝子（IGF1R）の機能解析により、細胞内で病原菌の消化機構に関与することを確認しております。

2 番目としまして、肉質評価技術につきましては、食肉の官能評価手法の開発に取り組むとともに、食肉の食味に関する理化学分析値と食感等に関する官能評価値との相関について調査しております。

4 の講習及び指導につきましては、学術誌への論文掲載など合計109件を発表しております。

2 番目としまして、農林水産省が企画する中央畜産技術研修の実施、個別研修の受け入れ、技術研修会等の開催によりまして、合わせて2,598名の研修生を受け入れております。

5 としまして、センターの資源を活用した外部支援についてですが、農林水産省をはじめ、大学、各県の畜産試験場、民間企業等からの要請にこたえ、人材も含め、センターの資源を提供しております。

4 ページ目です。

牛のトレーサビリティ法に基づく事務について、1 番目としまして、法律に基づき、農林水産省地方農政局等と連携しつつ、牛個体識別台帳の作成・保存・公表を的確に実施しております。

また、牛の個体識別システムの更新を行うとともに、パソコン報告システムの改善等を実施しております。

2 番目としまして、消費者等による牛個体識別情報検索は、1 日当たり11万頭に増加しております。

4 番目ですが、農林水産省から指示があったBSE関連牛等の緊急検索に対し、数時間以内に検索結果を報告しております。

第3の財務内容の改善、第4については省略いたします。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました3つの法人の平成19年度業務実績の概要について、ただいまからご意見あるいはご質問の時間に入りたいと思います。どなたからでも結構でございます。どうぞお願いいたします。

どうぞ、布施委員。

布施専門委員 種苗管理センターの資料の2ページ目の随意契約について、質問ですが、随意契約22件を一般競争入札等に移行したというところで、22件が17件になったところ。随意契約だったのを一般競争にかけようとする、その分の手間がかかるかと思うのです。22件が17件になったことで、どれぐらいのコスト削減ができたのか、金額が予定した価格よりこれだけ下がったというところがあるのであれば、教えていただきたいです。全然変わらないのであれば、むしろ手間が増えた分、件数だけ一般競争にしましたということになり、余り意味がないように思うので、その辺を教えていただきたいのですが。

松本分科会長 それでは、回答をお願いします。

種苗管理センター理事長 現在のところ、資料を手元に持ち合わせておりませんのでわかりませんが、私の記憶では、1件は逆に高くなったものがございます。安くなったものもございます。そういう、まちまちだろうと思います。確かに手間がかかるのは事実ですが、やっぱり透明性を確保するという観点から、どうしても、一般競争入札にできるものは必ず、競争入札にできるものは極力競争入札にするという形で、この随意契約の見直し計画を各独法ごとで作っていると思います。

また、事業量が違うので比較可能かどうかちょっとわからないんですが、プロジェクトチームのほうで提出することで許していただければ、そのようにさせていただきたいと思いますが。

布施専門委員 わかりました。

松本分科会長 続けてどうぞ。

布施専門委員 いや、結構ですけども、あまり規模の小さいものについても、どこまでコスト削減効果があるのか疑問で、透明性という点では確かに理解はできますけれども、重要性の観点からは、何でも一般競争入札もちょっと考えものかなと、個人的には思います。

種苗管理センター理事長 その点は国の基準でございますので、物品は160万円超、工事は250万円以上のものという形で対象にしております。もちろん、これ以下のものは随意契約とかがございます。

布施専門委員 わかりました。

松本分科会長 それでは、そのほかどうぞ。

松井委員、どうぞ。

松井専門委員 種苗管理センターの育成者権の侵害対策及び活用促進で、相談件数が18年度31件、今年度33件と若干増えていらっしゃいます。ところが、いわゆる相談に対応するGメンの数が10名から14名というふうに数が増えているんですが、実際このようにGメンの数を増や

した結果生じた具体的な成果というのは、どういうところにあるのでしょうか。

種苗管理センター理事長 人数を増やしたというのは、先ほど説明しましたが、全国配置という形で、いきなり「はい、あなた、Gメンです」という訳にいきませんので、人材育成しながら人員配置をしている訳でございますが、全国に品種保護Gメンが配置されることによって、育成者権の侵害に対する抑止効果というのがかなり大きいのではなかろうかと思っております。

なおかつ、今、むしろ育成者権に対して、いろんな一般の農家の方とかそういう方に、育成者権自体の普及活動がありますので、そういういろんな講演なんかにも私も出ておまして、そういう意味で、育成者権を広く普及していく、浸透していくという意味では貢献しているのではないかと思っています。

松井専門委員 わかりました。ありがとうございます。

松本分科会長 どうぞ、そのほかございませんか。

農林水産消費安全技術センターの方から、コーデックス委員会の、食品安全、特に我が国に非常に影響が大きいと思われるカドミウムの規制値に対して、既に勧告は出ているところなんですけれども、いろんな農家との会合に出席すると、うちの野菜は大丈夫なんだろうかという、いわゆる畑地でのカドミウムの普及値というのは非常に大きいものですから、そういう意見が非常に強く、質問が出る訳でございますが、大丈夫なんだよと私の口からは申し上げられない実情があって、そこら辺、わかっていることで結構ですけれども、野菜に対する、特にカドミウム規制の現状はどうなっているのか。簡単で結構です。

農林水産消費安全技術センター理事長 ただいまの分科会長のご質問ですけれども、今私どもの方では、土壌の蓄積から始まりまして、野菜へのカドミウムの移行問題は、非常に重要な問題として、課題として取り上げて、検討している段階というふうにお答えをさせていただければと思います。

松本分科会長 はい、ありがとうございました。今、検討しているということで、農家さんにはそういう説明でいいですね。

どうぞ、そのほかございませんか。

それでは、今後、平成19年度の業務実績の評価につきましては、各プロジェクトチームごとに作業を進めていただきたいと思います。

次の議題でございます。次の議題は、「水資源機構の評価基準並びに平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について」でございます。

最初に農村振興局総務課から説明をいただきまして、続いて水資源機構から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

農村振興局総務課機構調整室長 農村振興局総務課で機構調整室長をしております菅蒲と申します。

お手元の資料3 - 1をご覧ください。この資料に書かれている、業務実績に関する評価基準の概要を説明する前に、1ページ目の業務実績評価の手順について簡単にご説明します。

ご存じのように、水資源機構は国土交通省が所管官庁でございまして、農林水産省、厚生労働省、経済産業省が共管となっております。国土交通省が業務実績の評価を行うにあたり、残りの3省庁の意見を聞くこととなっております。

今回、この農業分科会におきましては、平成19年度業務実績の概要と第1期中期目標業務実績の概要について報告いたしますので、それに対して意見を事前に取りまとめて、(1)の3パラ目のとおり、8月8日に関係4省庁が一堂に会した合同会議がございまして、そこに事前に意見を提供いたします。それをもって4省庁の合同会議で評価を行います。合同会議には、農業分科会の委員であり、水資源機構プロジェクトチームの3名の委員が参加することになっております。

農林水産省独立行政法人評価委員会の意見聴取範囲ですが、(2)にある、農林水産省の所掌の範囲、ここがイコール意見の聴取範囲となっており、愛知豊川用水の施設等、あと一番右の、特定施設以外のダム、堰、水路、その他の新築、改築、管理、が意見を聴取する範囲となっております。

次の2ページ目をご覧ください。

ここが、この資料の本題である水資源機構の評価基準です。水資源機構の評価基準は、国土交通省の評価基準を適用し、評価基準を定めておりまして、6月6日に改定されております。

2ページ目にギリシャ数字の . がございまして、ここは従来からの各年度の業務実績の評価基準でございまして、今回追加された部分が、3ページ目の下半分のギリシャ数字の . 中期目標期間における業務実績に対する評価基準のところ です。

見ていただければわかりますように、中期目標期間の評価基準は各事業年度の評価基準の5段階の評価と全く相似形となっており、同じように5段階となっております。各事業年度の評価は1点から5点という形になっておりますが、中期目標期間の評価基準は、SSからS、A、B、Cというような、表記の仕方が異なっております。そのほかの附帯の説明事項は同じで、4ページ目に書いているように、一番いい評価をした場合は、特にその判断をした理由などを

付加することとなっております。

4 ページ目の(2)の総合評価でございますけれども、ここは業務の改善に向けた課題と改善点を記述式によって評価するとともに、総合評価は5段階で行うというような形になっております。

以上でございます。

水資源機構理事 水資源機構理事の森でございます。私の方から、19年度の業務実績の概要と第1期中期目標期間に係る業務実績の概要についてご説明させていただきます。

資料としては、資料3-2の平成19年度の業務実績の概要に沿いまして、この中で適宜、第1期中期目標期間における実績にも触れながら、19年度を中心にご説明させていただきます。

それでは、資料3-2の1ページでございます。1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置の中の(1)機動的な組織運営ですが、平成15年度に利水者サービス課の設置、あるいは16年度は各管理所・現場の組織のフラット化に取り組みまして、17年度につきましては、水に関わる調査・計画・設計管理等の総合技術の内部化や技術の蓄積と向上を図るために総合技術推進室というものを設置し、現場と一体となった機動的・効率的な業務の実施を可能にしたところです。19年度は、この総合技術推進室にダム施工支援グループを設置し、現在、ダム建設を実施中の大山ダム、小石原川ダム、川上ダムに人材を派遣したところです。

また、さらにこのような取り組みを拡大するために、比較的現場の距離が近接している筑後川局管内をモデルといたしまして、職員が自らの所属しております事務所の業務のみならず、相互の事務所の業務を機動的に行うこと、あわせて技術力を向上させるということについて議論を深めまして、20年度からこれを試行導入することを決定したところです。

新人事制度の運用でございます。15年度から能力のレベルの段階に応じて、職務遂行能力を区分した能力等級制度、それから能力評価・業績評価の2視点から行う評価制度の結果を、昇格・昇給等に反映させる給与制度で構成される新人事制度を導入いたしております。19年度もこの人事制度に基づき、適切に実施したところです。さらに、19年度については、この能力評価と業績評価のほかに、組織の総合力を高めることを目的として、チームワーク力評価を導入したところです。

2 ページ目でございます。(2) 効率的な業務運営、 情報化・電子化による業務改善は、目標期間を通じて引き続き取り組みを実施しております。

外部委託の実施は、定型的な業務のうち、庁舎管理、給食・清掃業務についてはすべて、車両管理については99%の外部委託を行い、目標を達成したところです。

3 ページでございます。(3) の事務的経費の節減につきましては、19年度は53名の定員削減によりまして、第 1 期の目標期間中1,894人から1,579人と315名の定員削減、率にして17%の減です。また、17年度から、本給の自主的カット、17年は 3 %、18年は 4 %、19年度は 5 % というふうにカット率を上げまして、給与水準の適正化の取り組みを行っております。さらに、17年度に 1 つの地域ブロック内でのみ人事異動を行い、給与を下げる地域勤務型人事制度を導入しております。こういった定員削減なり、人件費の削減の取り組みによりまして、19年度の事務的経費予算については、14年度に比して13.3%、総額で約34億円を節減し、中期目標を達成したところでございます。

また、(4) 総人件費改革に伴う人件費の削減につきましては、国に準じて17年度から 1 % ずつ削減するという事で、中期計画に掲げる目標はおおむね 2 % 減ですが、実績としては5.4%節減して達成したところでございます。

(5) 事業費の縮減でございます。14年度予算と比較して18.7%減となっております。これは、機構の努力というよりも、国の予算でございますので、機構の努力としては、事業費の厳しい制約を受けてございますが、事務的経費の節約、それから、後ほどご説明いたします総合的なコストの縮減を行うことによりまして、新築・改築事業及び管理業務を計画どおり実施したところでございます。

4 ページでございます。2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置で、(1) 業務執行に係る基本姿勢でございます。これは、適正かつ透明性の高い組織・業務運営を図るために、役員と職員一人一人が対話し、議論を行うことによりまして、意識改革の徹底を引き続き図ってきております。

また、機構発注の水門設備工事における談合事件に関して、国民の信頼を回復するために、19年 6 月に、ここにございます 1) から 8) のような再発防止策を取りまとめ、直ちに実施に移したところでございます。

次に 5 ページ、(2) 計画的で的確な事業の実施で、まず、ダムにつきましては、岐阜県揖斐川町の徳山ダムにつきましては、平成20年度から管理に移行してございます。これに際して、非常に事業費の財源である財政支出が厳しい中で、ダムの場合には一時的に多額の事業費を要するため、このために機構の自己資金を活用して、後に国から支弁していただくという制度を新規制度として導入し、徳山ダムにこれを適用させ、予定どおり20年度に管理移行になったところでございます。

また、埼玉県秩父市の滝沢ダムにつきましては、17年10月から試験湛水を行ってございまして

たが、貯水池周辺斜面の一部が安定していない、池すべりが起こったことから、現在、所要の対策を検討中でございます。なお、このほか、大山ダム、小石川原ダムで事業の進捗を見てございます。

また、ダムの堆砂対策において、陸上掘削を行う方策として、貯水池の水位を低下させるための代替容量の確保を制度提案し、20年度から新規制度として認められたところです。

次に6ページの用水路等の新築・改築事業でございます。

まず、16年度に房総導水路建設事業、それから、18年度に愛知用水二期事業を工期内に完了させたところでございます。また、両筑平野用水につきましては、平成17年度から二期事業に着手し、19年度までに4キロの水路改築を新築したところでございます。

また、地震対策、それから石綿管除去対策の制度提案を行い、これが18年度に認められたことから、豊川用水の二期事業について、この2対策の事業の追加を行うこととし、それに伴う計画変更について認可を得て、ことしの1月から工事に着手したところです。

このほか、印旛沼開発施設緊急改築事業、群馬用水施設緊急改築事業、それから福岡導水事業について、事業の進捗を見ているところです。

7ページでございます。(3)的確な施設の管理。まず、安定的な水供給でございます。19年度は、吉野川の早明浦ダムで取水制限を実施し、このため、機構としてきめ細やかな送水の対応を行ったところです。

それから8ページ、水質保全等の取り組みでございます。安全で良質な水をお届けするという機構の理念に基づきまして、さらに一層の水質対策を実施するために、機構役職員による勉強会を新たに設け、水質問題に対する今後の経営戦略について方針を明確化したところです。

次に9ページでございます。洪水被害の防止または軽減。19年度は早明浦ダム、下久保ダムで洪水調節を実施したところでございます。また、阿木川ダムにおいては、従来規則では床上浸水の被害を避けることはできなかった訳ですけれども、これを回避する操作方法について検討を行い、取りまとめたところございまして、現在、関係規則の改正に向けて関係方面と調整しているところです。

11ページでございます。(5)総合的なコストの縮減。これは、コスト構造改革プログラムを作りまして、これに基づき計画・設計段階、管理、入札・契約の見直し、それから新技術の活用などのコスト縮減策を講じた結果、総合的なコスト縮減としては16.9%、101億円となりまして、中期計画に掲げる目標15%を上回る達成状況となっております。

12ページでございます。(6)環境保全への配慮ございまして、まず建設事業、建設段階

における取り組みとして、ここに記載してございますように徳山ダム、それから香川用水のピオトープの整備、こういうものが挙げられます。

それから、施設管理における取り組みとして、下久保ダムでは15年度よりダムの堆砂を直下に置いて、河川下流に土砂を供給する取り組みを実施しておりまして、この取り組みによりまして、三波石の表面付着物が洪水時に土砂によって洗い流され、従来の色に戻るなど、環境改善の効果が現れております。また、一庫ダムにおきまして、アユ、オイカワの確認数が増えるなど、河川環境の改善効果が現れているところです。

次に、14ページでございます。(7)危機管理でございます。中期目標期間を通じて、大規模かつ広域的な危機的状況は発生しなかった訳ですが、日頃の訓練として、毎年度、地震防災訓練、これは1つのダムをモデルとして、できる限り実働に近い訓練を実施しております。また、洪水対応演習については、国と合同で全ダムで実施しているところでございます。

19年度の新たな取り組みとして、国民保護業務に係る訓練として、埼玉県秩父市の浦山ダムにおいて、貯水池への毒物投入によるテロを想定し、関係機関との合同訓練を実施したところです。

それから、15ページ、(9)関係機関との連携でございます。特に、利水者説明会の実施でございますが、機構としては毎年度、利水者アンケートを実施し、利水者の要望・要求等に応えるべく努力をしておりますが、新たな対応として、昨年度から、トップコミュニケーションとして、関係利水者のトップと機構役員等との情報交換を行ったところです。

それから、飛びまして、19ページでございます。(12)の技術力の維持・向上でございます。新技術への取り組みとして、機構では5カ年計画を定めまして、第1期については8つの重点プロジェクトにおける課題に取り組みまして、19年度中に完了したところでございます。

この中で、特に水路関係では、P C管本体の劣化に関する調査・診断マニュアル(案)を取りまとめまして、このマニュアルを活用することによりまして、ライフサイクルコストの低減が図られるものと考えております。

3)その他の新技術への取り組みということで、18年度、19年度は、水輸送用バッグを用いた海上水輸送試験を実施したところでございますし、19年度から水面を利用した大規模太陽光発電システムの技術開発に取り組んでいるところです。

あと、飛びまして、23ページ最後でございますが、7、その他業務運営に関する重要事項のところ、(2)の人事に関する計画ですが、継続雇用制度の本格運用に伴いまして、シニア人材活用室を機構内に設置し、業務経験豊富な継続雇用者11名を採用して業務運営の効率化に

努め、今後もこれを拡大していくこととしているところです。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。どうぞ。ございませんか。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、後日、国土交通省評価委員会へ提出する意見につきましては、水資源機構プロジェクトチームにおいて意見の原案をまとめていただきまして、書面により委員、専門委員にお諮りすることといたします。

なお、意見提出の手續につきましては私に一任いただきたいと思います、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、第1部の議事を終了いたします。

第2部の議事に移ります前に、ここで一たん休憩としたいと思います。10分間の休憩を挟みまして、3時5分から再開いたしたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

午後2時56分 休憩

午後3時05分 再開

(第2部)

松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

第2部は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の議題を審議いたします。

まず、1つ目の議題は、「役員給与規程等の一部改正について」でございます。農畜産業振興機構からご説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の理事長の木下でございます。資料4に即しましてご説明を申し上げます。

資料4にありますように、当機構におきましては、人件費の削減等を行うために、平成17年12月から役員の本俸月額につきまして毎年1.4%の引き下げを行っているところでございます。20年度におきましても同様の、1.4%引き下げを実施しており、その根拠規程でございます独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程の一部改正を行ったものでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問を頂戴したいと思います。どうぞ、ございませんか。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、役員給与規程等の一部改正については、異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「短期借入金の借換及び長期借入金の入札結果の報告について」でございます。それでは、まず農畜産業振興機構からご報告をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 資料5 - 1に基づきまして、私どもの短期借入金の借換えについてご説明を申し上げます。

今年度末、2月27日に開催されました農業分科会におきまして、ご承認いただきました借換額256億7,900万円の範囲内でございます235億6,807万3,149円の短期の借換えを行ったところでございます。借換えの条件でございますけれども、利率は入札で決定した利率でございますし、償還方法は私どもの砂糖勘定の調整金収入をもって償還をするということでございます。

また、でん粉勘定の短期借入金の借換えについてもご説明を申し上げます。

同じく2月27日にご承認いただきました借換額8億1,600万円の範囲内でございます、7億2,782万2,152円となっているところでございます。同じように、その条件でございますけれども、利率につきましては入札で決定した利率、また、償還方法につきましては、砂糖勘定と同じように、調整金収入をもって償還をするということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農林漁業信用基金から報告をお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の堤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、平成20年度の長期借入金の入札結果についてご報告いたします。

資料5 - 2をご覧いただきたいと思います。この件につきましては、去る2月27日の農業分科会におきましてご審議をいただき、その後、4月28日付けで主務大臣の認可を受け、この程、

その上期分について入札を行ったところでございます。その結果について、ご報告いたします。

2の平成20年度上期の長期借入金入札結果をご覧ください。入札日は6月6日、借入金額は6億1,300万円で、落札利率は1.343%でございました。ちなみに、この時点の5年の国債利率は1.186%でございます。

以上が上期分の長期借入金の入札結果のご報告でございます。なお、下期の借入分につきましても10月に競争入札により実施することを予定しておりますので、実施後、改めてご報告申し上げたいと思います。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま2つの報告をいただいた訳でございますが、ご意見、ご質問がございましたら頂戴したいと思います。どうぞ、ございませんか。

それでは、特段ご意見がございませんので、報告については了承ということにしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「業務方法書の変更について」でございます。各法人から説明をいただいてから、ご質問を受けることにいたします。

まず、農畜産業振興機構からご説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の業務方法書の変更についてご説明を申し上げます。

お手元の資料6-1の最後のページをご覧くださいと思います。去年の12月24日閣議決定されました、「独立行政法人整理合理化計画」の野菜関係業務の見直しの関係でございます。

重要野菜の価格が大幅に低落した際に、需給調整を行っておりますが、これまでの仕組みは、社団法人全国野菜需給調整機構が生産者団体に対しまして一定の交付金を交付すると、そのような取り組みに対しまして、私ども農畜産業振興機構が社団法人全国野菜需給調整機構に補助をするというような仕組みとなっております。

今回の閣議決定によりますと、このような、社団法人全国野菜需給調整機構の行っている業務を農畜産業振興機構の業務として実施をし、従来の価格安定と需給調整をそれぞれ円滑かつ密接な連携のもとで実施しようという関連で、このような閣議決定がされた訳でございます。

このような閣議決定を受けまして、私どもの業務方法書を改正しようというのが今回の改正点

でございます。

お手元の資料の1ページにお戻りいただきまして、主な変更事項につきまして、ご説明を申し上げます。

まず1つは、附帯業務の追加でございます。重要野菜等緊急需給調整事業におけますそのような資金造成、あるいは交付金業務を私ども当機構の野菜の需給調整に関する事業の附帯事業として位置付けると、そのような改正でございます。

2つ目は、資金の統合も行いますので、野菜農業振興資金におけます国の補助金、また生産者の拠出金等の資金管理を適切に行うために、新たに野菜農業振興資金管理規程を定めようと、そのための根拠規程を設置しようということでございます。

第3点目は、野菜価格安定法人の設立根拠でございますけれども、ご案内のような公益法人改革によりまして、野菜価格安定法人の設立根拠法が、民法から一般社団・財団法人法に変更されることに伴いまして、同法人の設立根拠法を改正しようという点でございます。

よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農林漁業信用基金からご説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金理事長 それでは、農林漁業信用基金の業務方法書の変更についてご説明いたします。

資料6-2をご覧ください。本日お諮りいたします業務方法書の変更は、林業信用保証業務に係る業務方法書の変更でございます。

1ページをお願いいたします。改正の必要性についてでございます。農林漁業信用基金は、ここがございます林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、これは要するに、木材の生産・流通の合理化促進のための特別法でございます。これに関して、その原資を都道府県に対して私どもが貸すという業務を行っております。

今回、この資金の木材産業等高度化推進資金のうち、木材加工流通システムの整備資金、この償還期限が平成20年度より7年から10年に延長されたことから、このような制度改正を受けまして、農林漁業信用基金の業務方法書につきましても、当該資金に係る農林漁業信用基金から都道府県への貸し付けに係る償還期限の延長を行うものでございます。

2の改正の概要につきましてご説明いたします。

お手元の資料の4ページの業務方法書の新旧対照表をご覧ください。業務方法書別表3に規定しております、暫定措置法第6条第2号に規定する資金の貸し付けに係る償還期限を、現行

の「7年以内」から「10年以内」に改正するものでございます。

以上が業務方法書の変更についてのご説明でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明2件についてご意見、ご質問をよろしく願います。どうぞ、ございませんか。

ちょっと、私よくわからないのは、社団法人全国野菜需給調整機構が、そちらの機構と業務内容を一括する訳ですよ。そうしますと、従前の社団法人のなす仕事というのは、どういうふうになるのでしょうか。

農畜産業振興機構理事長 現在の社団法人全国野菜需給調整機構の業務は、重要野菜の調整事業に対します資金交付を主な業務にしている訳でございます。従いまして、私どもがそのような業務を一元化するわけでございますので、現在の社団法人全国野菜需給調整機構が行う主たる業務が、統合後は無くなるということになる訳でございます。これは全国農協系統の組織の中で議論をしている訳でございますけれども、私どもは、来年の4月1日を目途に統合すべく準備中でございますが、その後は、それぞれ整理する段階に入っていくことになるだろうというふうに考えております。

松本分科会長 法律も改正する訳ですか。法律というか、その場合には。

農畜産業振興機構理事長 今回の業務は、従来の業務の範囲内で実施が可能というのが内閣法制局のご判断でございますので、今回の業務の統合に伴います法律改正の必要性はないというふうに考えております。

松本分科会長 どうぞ、ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

どうぞ、夏目委員。

夏目委員 今の点ですけれども、農畜産業振興機構が社団法人の役割、主な業務を代わって行うということになり中間が無くなるので、生産者にとってはこの方がいいのかなと思う訳ですけれども、独法の方の業務が増えるということはありませんでしょうか。従来から社団法人に対して補助をしていましたのを、今度は生産出荷団体に対して交付をするといいますか、補助をするという形になる訳でございます。独法そのものの組織なり人員なり、そういったものの肥大化を招いてはいけないというふうに思うものですから、お願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 今回の業務は、先ほどご説明申し上げましたように、従来、私どもが補助を行い、その補助を受けて社団法人全国野菜需給調整機構が、さらに資金提供を行う

というような仕組みでございますけれども、野菜の価格安定事業と需給調整事業を一括して行うことにより、より一層効率的な価格安定事業が実施できるというメリットが期待できるだろうというふうに思いますし、当然のことながら、このような業務を行うことによりまして、全体として業務が増えないようにしていくのは当然のことだろうというふうに思っています。

松本分科会長 よろしゅうございますか。どうぞ、そのほか。

それでは、そのほか特段のご意見もございませんので、業務方法書の変更については、主務大臣の認可に当たり、異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 よろしゅうございますね。ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次は「独立行政法人の評価基準等の見直しについて」でございます。

それでは、まず農業者年金基金プロジェクトチームからご説明をお願いいたします。

森田委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。座ったままご説明させていただきます。

独立行政法人農業者年金基金の評価基準等の見直しについて、ご説明いたします。今回、中期目標の実績評価をするに当たって、中期目標の実績評価の方法について規定するものです。

まず、資料7-1の1ページ、業務の実績に関する評価の基準の新旧対照表(案)をご覧くださいと思います。こちらの方、現行基準におきましては、中期目標の実績評価は中期目標期間における業務実績の全体について、各事業年度の実績評価と同様に、中期計画の中項目を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた大項目の評価及び全体の評価(総合評価)の3段階で行うものとするというように規定されているところです。

これを踏まえまして、新たに中期目標の実績評価の方法をこの度、規定したところです。具体的には、1ページ目の(1)中項目の評価方法、それから2ページ目(2)大項目の評価方法、それから同じく2ページ目の下から4行目になりますが、(3)総合評価の方法について規定したところでございます。

続きまして、評価指標の見直しについて、こちらの方も新たに規定しております。

5ページ目、業務実績評価指標の新旧対照表(案)をご覧くださいと思います。本年2月に開催された農業分科会において、評価指標の見直しについてご説明いたしましたが、新たに基本方針の分析・検証と見直しの項目につきまして、年度計画に沿った指標を設ける見直しをこの度、行ったところでございます。これにつきましては、前のページに戻りますが、3ペ

ージから4ページ目の別紙のところの中に中期計画に属する項目というものがございませうけれども、これにつきましても、この度、見直しを行っているところです。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農林漁業信用基金プロジェクトチームから説明をお願いいたします。

馬場専門委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームの馬場でございます。独立行政法人農林漁業信用基金の業務実績評価基準等の見直しについてご説明申し上げます。

今回の信用基金プロジェクトチームについては、日程調整などの都合もございまして、6月16日以降、持ち回りなどにより意見調整を行わせていただきました。

お手元の資料7-2をお開きください。信用基金プロジェクトチームにおきましては、第1期中期目標期間の業務実績の評価について準備作業を進めていたところですが、評価基準等のうち、一部の評価項目において、中期目標期間の評価に係る評価基準、指標が無いものなどが存在し、中期目標期間の評価に支障があることが判明しました。このため、信用基金プロジェクトチームといたしましては、次のような基本的な考え方で評価基準等の見直しを行うことが適当ではないかと考えているところでございます。

1つ目は、評価基準においては、中期目標期間の評価は、各事業年度評価に準じて行う旨規定されていることを踏まえて、基本的に各中期目標、中期計画事項について、第1期中期目標期間、平成15年10月から平成20年3月までの4.5年間を通して、その目標・計画が達成できたかどうかを適切に評価できるよう見直しをするということです。

2つ目は、中期目標期間終了後の見直しであることにかんがみ、恣意的なものとならないよう各事業年度の指標を参考にしつつ、中期計画の内容に沿ったものとするということです。

3つ目は、必要最小減の見直しとし、現行の評価基準で十分に対応できるものは修正しない、また各事業年度の指標は見直しをしないということです。

以上の3点を基本的な考え方としまして、改正箇所をご説明いたします。

資料7-2では、評価基準及び評価指標について新旧対照表の形でお示ししております。各項目の中で、下線を引いた箇所が今回見直す事項でございます。時間の制約もございまして、6ページ以降の評価指標の新旧対照表で、主だった部分に絞りまして説明させていただきます。

まず6ページ目、第1-1、事業費の削減・効率化に関する指標がございませう。第1期中期計画におきましては、事業費を平成14年度対比で5%以上削減することとなっておりますが、この削減目標に対する達成度合いを評価する指標としていませう。

次に、7ページをお開きください。第1 - 3、経費支出の抑制に関する指標がございますが、第1期中期計画において、一般管理費を平成14年度対比で13%以上削減することとなっているため、この削減目標に対する達成度合いを評価する指標としています。

次に、9ページと10ページにまたがっていますが、第2 - 2、利用者に対する情報提供に関する指標がございます。中期計画では、信用基金のホームページに毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにすることとなっているため、これに対応した指標としています。

次に、11ページと12ページにまたがっていますが、第3、予算等に関する指標がございます。運営費交付金については、15年度評価において、見直し案と同様の指標により評価を行ったところですが、16年度以降、運営費交付金の受け入れ予定がなかったため、昨年6月に当該指標を削減したところですが、今般、予算の執行における運営費交付金、財政支出の重要性にかんがみ、中期目標期間の評価を行うため、改めて指標を設けることとしました。

次に、14ページをお開きください。第5の短期借入金の限度額に関する指標ですが、中期計画には、中期目標期間中の短期借入金の限度額として2,975億円を設定しているため、これに対応した評価を行うための指標としています。

次に、第6の重要な財産の譲渡等の計画に関する指標です。中期計画におきましては、事務所の統合に伴い、一番町事務所、これは農業災害補償部門が入っている場所ですが、この譲渡を計画的に行うこととしているため、平成15、16年度においては見直し案と同様の指標で評価を行いましたが、平成16年度に当該事務所の譲渡が完了したため、18年6月に当該指標を削除したところですが、今般、中期目標期間の評価を行うため、改めて当該指標を設けることとしました。

次に、第8の施設及び設備に関する計画に関する指標ですが、中期計画におきましては4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行うこととしているため、平成15、16年度におきましては、見直し案と同様の指標で評価を行いましたが、平成16年度に事務所の統合、現在、千代田区のコープビルにあります。ここへの統合が完了しましたために、平成18年6月に当該指標を削除したところですが、今般、中期目標期間の評価を行うため、改めて当該指標を設けることとしました。

以上、主な改正点です。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの農業者年金基金、農林漁業信用基金の評価基準等の見直しについて、これからご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。いかがで

しょうか、ございませんか。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、評価基準等の見直しについては、今回の案としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「平成19年度及び中期目標期間の業務実績の概要について」でございます。各法人から説明をいただいてから質問を受けることにいたします。

まず、農畜産業振興機構から説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 資料8 - 1に即しましてご説明を申し上げます。資料8 - 1の1ページから6ページは、平成19年度の業務実績概要でございます。7ページ以降が第1期中期目標期間、平成15年10月から19年度末の業務実績概要でございます。項目が重複いたしておりますので、7ページ以降の第1期中期目標期間の業務実績概要につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず、7ページの業務運営の効率化でございます。事業費の削減・効率化につきましては、4年半で10%以上の事業費の削減を行うというのが中期目標期間の目標でございますが、ここに書いてございますように、19年度末で、14年度、基準年に対しまして42%の削減を実施したところでございます。

また、2の業務運営の効率化による経費の抑制でございます。人件費の抑制等を通じまして、一般管理費、4年半で13%削減というのが目標でございますけれども、実績では20%の削減を実現したところでございます。

8ページをお願いいたします。機構の契約につきましては、私ども昨年12月に策定いたしました「随意契約見直し計画」に基づき、徹底した見直しを実施したところでございます。事務室の賃貸借契約等、真にやむを得ないものを除きまして、すべて一般競争入札等への移行を進めているところでございます。

人件費の削減でございますけれども、冒頭申し上げましたように平成17年度を基準として、2%削減する目標に対しまして、4.5%の削減が実行できました。

また、19年度から管理職ポストオフ制度の導入等の新たな人事管理制度を導入いたしました。地域別・学歴別のラスパイレス指数は平成16年度の116.4から着実に低下をしており、19年度は112を下回るというような段階でございます。今後とも計画的に人件費の削減を進めてまい

りたいというふうを考えている次第でございます。

3の業務執行の改善でございます。私ども農畜産業振興機構では、機構業務の進行状況を四半期ごとにチェックをするとともに、外部の専門家の皆さん方からなります「機構評価委員会」、また、私どもの主要な事業でございます補助事業についても、「補助事業に関する第三者委員会」を開催し、業務実績等々につきまして意見を聴取しているところでございます。

9ページをお願いいたします。内部監査体制の充実等につきましても専門部署を設置し、内部監査規程等に基づきまして、毎年度、計画的に内部監査を実施いたしております。

4の業務運営能力等の向上につきましても、各種の研修等を行い、職員の事務処理能力の向上に努めているところでございます。

5の機能的で効率的な組織体制の整備でございます。平成15年10月の独立行政法人農畜産業振興機構の発足に伴いまして、旧農畜産業振興事業団と旧野菜供給安定基金の事務所及び総務等の共通部門を統合いたしました。また、昨年10月からは、砂糖・でん粉につきまして、新たな業務が始まりました。このような業務に対応すべく、本部組織の見直しのほかに、事務所につきましても8カ所の地方事務所等を廃止しているところでございます。このほか、高病原性鳥インフルエンザ等の緊急的あるいは横断的な課題の発生に対しましては、各部の関係者をメンバーといたします対策本部などを立ち上げ、機動的に対策を実施しているところでございます。

このほか、6の補助事業の効率化等の推進につきましては、私ども補助事業の整備を行う際に費用対効果分析手法等を導入するほか、可能な限りその費用の節減に努めているところでございます。

10ページをお願いいたします。第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございます。

畜産関係でございますけれども、私ども指定乳製品のカレントアクセスを行っているわけでございますけれども、国から通知いただいた全量につきまして、確実に輸入契約を締結しているところでございます。このほかに、19年度は、20年度輸入入札分の前倒しを行い、現下のバター不足にも対応したところでございます。

また、10ページの下欄でございますけれども、加工原料乳の生産者補給交付金の制度、また肉用子牛生産者補給交付金につきましては、事務処理の迅速化に努めているところでございます。

11ページをお願いいたします。畜産関係の補助事業でございますけれども、私どもは計画的

に事業を実施をしているほか、畜産でございますので、その時々政策的あるいは、いろいろな病気に対します緊急的な対応を行っているところでございます。

また、野菜関係の事業でございますけれども、指定野菜価格安定対策事業等に係ります生産者補給金につきまして、事務処理の迅速化を引き続き行っているところでございます。

また、3の砂糖関係でございますけれども、生産者への甘味資源作物の交付金等につきまして、これまた事務処理の迅速化を図っているところでございます。また、補助事業につきましても、農業機械等の導入等の事業を実施しているところでございます。

4のでん粉関係でございます。昨年10月から私ども機構の業務として新たに加わった業務でございます。生産者へのでん粉原料用いもの交付金等につきましては、昨年10月から実施をいたしておりますけれども、円滑な実施ができたというふうに考えている次第でございます。

12ページをお願いいたします。5の蚕糸の輸入調整業務でございます。生糸の輸入調整を通じて、蚕糸業の経営安定を図っている制度でございます。生糸の輸入に係ります調整等に関する法律は、本年4月11日に廃止になりました。従いまして、4月11日をもちまして、当機構の蚕糸関係業務もすべて終了したところでございます。

6の情報収集提供関係でございます。私どもは、情報収集提供業務を行うに際しまして、それぞれの利用者のニーズを踏まえた的確な情報提供に努めているところでございます。

最近の主な課題でございますけれども、現在行われておりますWTO農業交渉を背景といたしまして、主要国の制度、あるいは政策はどのような変更がなされているのか、また、最近非常に食糧の価格高騰が話題に上る訳でございますけれども、飼料穀物の高騰がどのように畜産物需給に影響を与えるか、あるいはまた、中国、インド、あるいはロシアなどの新興国におけます需要がどの程度になるのか等々につきまして、調査をしているところでございます。

このほか、中国などの輸出用野菜の安全対策、また砂糖関係では、バイオ燃料がとうもろこし、あるいはさとうきびの価格にどのような影響を与えるのか等々につきましても、重要なテーマとして重点的に調査を行っているところでございます。

次に、財務内容の改善でございます。

私ども、資金の管理・運用につきましては、余裕金の発生状況等を把握しながら、月2回の入札を実施するなど、効率的に管理・運用に努めているところでございます。

砂糖勘定の借入金につきましては、18年度の砂糖生産振興資金の充当、あるいは競争入札等によります金利の縮減等によりまして、平成17年度末には677億円の借入金がありましたけれども、平成19年度末には236億円に減少しているところでございます。

最後に、生糸勘定の借入金でございますけれども、生糸在庫の全量売り渡し、損失補てん交付金等々によりまして、平成15年度末の借入金残高140億円を平成19年度までに全額償還をいたしたところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農業者年金基金からご説明をお願いいたします。

農業者年金基金理事長 農業者年金基金の理事長の中川でございます。よろしくお申し上げます。私の方からは、お手元の資料8-2をご覧くださいながら、お聞きいただきたいと思っております。

農業者年金の業務実績の概要につきまして、まず19年度についてポイントだけご説明し、それから、7ページ以降になりますけれども、第1期中期目標期間の概要についてご説明をしたいと思いますというふうに思います。

まず、1ページ目でございますけれども、業務運営の効率化ということで、この項目は年度計画の項目に従って整理をいたしておりますが、まずは経費の抑制という視点で整理をしたものでございます。小さな横長の表をご覧くださいますと、19年度の予算ベースで年度計画に従って0.4%、あるいは6.4%といったように、一般管理費、事業費それぞれ計画に沿った予算編成をいたしました。その結果、19年度の実績でございますけれども、抑制率の欄にありますように、2つの項目とも約3ポイントほど抑制をさらに深掘りしたような格好で実績を達成することができております。

また、1ページの中ほどから下のところに、特に人件費に着目をして整理をしてございます。平成17年12月に閣議決定された方針を踏まえまして、公務員の給与構造改革等と同様に、私どもの基金でもそれを上回る自主的な努力もしてまいりました。その結果、基準年の17年度対比で5.9%の削減を実現することができております。

これらを踏まえまして、一番下の欄に2行ございますが、ラスパイレス指数で見たものがございます。19年度のラスパイレス指数は、その前年に比べまして3.8ポイント下がって、106.2となっております。これを、平成20年から24年の現行の中期目標の期間中に100に持っていくということで、これからも引き続き頑張りたいと思っております。

それから、2ページでございますが、業務運営の効率化ということで、様式の改善とか電算システムの開発等、計画に沿った改善措置を着実に実施しました。

また、3にございますように、大体各年1名のペースで定員を削減してございます。19年度

末で82人ということになっております。

それから、4の業務運営能力の向上というところでございますが、私ども基金には、ここにありますように今82人の職員がおりますけれども、実際に農業者年金の業務を行う上では、北海道から沖縄、九州まで、それぞれの地域におられる農業者の方々を相手にして、いろいろ窓口業務を含めた業務をしていく必要がございます。従いまして、実際の業務のかなりの部分は1,800の市町村の農業委員会事務局、それから800ございますJAの方に業務の委託をしてやっているわけでございます。

そういたしますと、当然そういった組織での人事異動もございますので、2ページの中ほどから下のところは、まず基金の職員に対して、能力アップのために適切な研修をするということ、それから3ページの方は、今、申し上げました業務を委託しております地方の業務受託機関の人たちに対して、きちとした知識を持っていただいて、窓口業務等を適正にやっていただくということが、何よりも大事なポイントでございます。これを、それぞれ計画的に研修を実施しているということでございます。

3ページの中ほど以下、5の評価・点検の実施ということでございますが、農業者年金基金では、加入者の代表の方8名、それから有識者の方10名、合わせて18名の方に運営評議会の委員になっていただきまして、年2回、現状をご説明し、いろいろと有用なアドバイスをいただいて業務運営に反映するというをやっております。

また、最後の3行、4行でありますけれども、業務受託機関に対しまして、47都道府県を2年で一巡できるように、大体1年で23道府県ぐらいになりますけれども、出向きまして、考査指導を行っているということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。2つ目の大きな項目としまして、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上ということでございます。

農業者年金事業は、平成14年以降制度が変わりまして、現行の制度では約8万8,000の方が今、加入しておられますけれども、こういった加入者の方、お一人お一人に1つの年金番号を付けてございます。農業は、夏場の農繁期があり、冬場は出稼ぎにいらっしゃる場合もある訳ですけれども、その場合、出稼ぎ期間中は厚生年金の方に入られる方もいらっしゃいます。そうすると、1年の間に出たり入ったりということになりますけれども、戻ってこられたときには、また同じ番号で管理をするということで、年金記録が無くなったというふうなことは、私どものところは無いようにやっております。また、基礎になります国民年金との記録の突合を年2回、5月と11月にやって、記録の不突合があった場合には、できるだけ早期に是正をす

るというふうなことをやってございます。

それから、個々の申出書、申請書等の事務処理の標準処理期間を設けまして、その範囲内にできるだけ処理ができるようにということで、目標値97%ということによってやっておりますけれども、19年度は平均で97.5%ということで、かろうじてではありますけれども、目標値をクリアしたということでございます。

それから、4ページの中ほど以下、年金資産の安全かつ効率的な運用ということでありまして、平成14年以降の現行制度は積立方式でございます。加入者の方々から私どもが一括して保険料という形でお預かりしたものを運用しまして、将来の年金の財源にしていくということでもありますので、安全かつ効率的な運用ということが第一でございますけれども、平成14年以降、この基金の運用の基本方針について、ずっと同じ方針で来たということですが、経済環境が大分変わってまいりました。従来ゼロ金利から、最近は見直しもありますので、そういったところを踏まえて、昨年、この基本方針を見直しました。その結果につきましては、今年の2月に当委員会でもご報告をしたところでございます。

また、各加入者の方々、お一人お一人に、納入された保険料の額や運用の結果について、年1回、必ずご連絡をするというようなこともやっております。

続きまして、4ページの一番下の欄、制度の普及推進でございます。農業者年金の制度について、制度普及というのは、中身を知っていただくだけでは不十分であります。納得をして、入っていただいて、毎月の保険料を2万円あるいは1万円を払っていただくというところまで行って初めて、制度の目的が達成されますけれども、5ページをご覧いただきたいと思っております。

5ページの中ほどに、小さな表がございます。平成15年度から19年度までの毎年1年間の新規加入者の数であります。15、16、17年度というのは1,600人前後。それを18年は2,300人弱、19年で4,173人と、最近、特に増えてきた訳であります。これは、先ほど言いましたように、業務委託をしている農業委員会や農協の現場でもって、農家をきちっと回って、戸別訪問をして、ひざ詰めで話をし、納得いただいて加入申請に判を押していただくというところまでやらなければいけませんので、パンフレットを配っただけでは、なかなかこうはいきません。

そこで、現場で農業委員や職員の人に本当に自分で納得をして、そして、個々の農家の人に力の込めた説明をして入っていただくということをしなければいけませんので、そのために、19年度は、3カ年で加入者10万人を達成しようという運動論をやった訳であります。当時、8万3,000人の加入者でありましたので、残りの1万7,000人を3カ年で達成すると、1年間で5,650人という目標になりますけれども、15、16、17年度の実績から見ると、途方もない数字で

ありました。ですけど、やはりこれは、ボランティア的に現場で回る人たちにその気になってもらうためには、こういう3カ年10万人というキャッチフレーズを設けてやるのが一番大事だろうということでやりました。

結果は4,173、目標数字5,650。評価の方では、こういう目標を掲げてやった場合は、9割以上達成しませんとa評価をいただけません。これは、従ってb評価になりますが、現場で汗を流した人には、是非、こういった背景については、当委員会でもご配慮いただきたいというふうに思っております。

次に、6ページでございます。特段、申し上げることはありませんけれども、その他のところに書いてありますけれども、農林水産大臣の要請に従いまして、私ども資金繰りの関係でこういう借入れを行うことがございます。金利競争入札の結果、ご覧いただいておりますような1%台前半の金利で5年ものの借入れを行っているところでございます。

以上が、19年度の概要でございます。

続きまして、7ページ以降、4年半を通して見た場合でありますけれども、先ほどの経費の抑制という観点から見ますと、一般管理費で13%、それから事業費で13%以上の抑制というのが、中期目標期間の目標でございました。右端の欄にありますように、一般管理費で16%、事業費で21.1%ということで、クリアはしているということでございます。

人件費につきましては、先ほど申し上げましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、8ページの業務運営の効率化のところでございますが、農業者年金制度は、昭和46年から平成13年までの旧制度と、先ほど申し上げました14年度以降の新制度がございます。旧制度で受給者が63万人、待期者9万人。それから、新制度が現在8万8,000人ということで、合わせますと80万人程度のデータを私どもは持っております。これを効率的に処理し、また個々の加入者の方が出される様式をできるだけ簡素化するというふうなところが業務運営の効率化のポイントでございまして、(1)(2)にありますように、特に(2)の電算システムでありますけれども、従来30年以上、農林中金の大型のコンピューターシステムに依存をしておりましたが、この第1期中期計画期間中に小型のサーバーで全体の処理ができるようなシステムにダウンサイジングを行いました。これによりまして、経費も相当程度の節減ができたというふうに思っております。

次に、8ページの下のところではありますが、組織運営の合理化、これは課の削減ですとか、9ページにまいりまして、4年半の間に87人から82人へ、5人の定員の削減もしたところでございます。

次に、10ページでございますが、先ほど言いましたように、年金記録をきっちりと突合するという事は、大変大事な点でございますが、10ページの中ほどにございますように、被保険者資格の適正な管理ということで、最初のうちは年に1回、平成16年度に突合を行えるシステムを構築いたしました。その後、17年度から毎年5月と11月の年2回突合し、不整合をできるだけ早く直すというようなことにも努めてきたところでございます。

次に、11ページでございますが、先ほどは19年度の改善点について申し上げましたが、実は18年度、これは12ページの表をご覧いただきたいと思っております。

12ページの表の新規加入者数の推移ということでございますけれども、バックグラウンドとしまして、14年に制度が変わりました。15年に1,584人が入って、その結果が7万8,558人となっておりますけれども、このことは、旧制度から新制度に7万7,000人余の人が移ってきた訳であります。ところが、このときに実際、旧制度に入っておられて新制度に移って来られる可能性のある方は25万人おりました。その時点で、7割強の方がそこで脱退をされた。つまり、13年の制度改正について、全般的な年金に対する不信感がある、その中で出発いたしました。その結果、15、16、17は、先ほど申し上げましたように1,600人程度である。18年は、そういうところを何とかしたいということで、各都道府県の1市町村を選んで集中的に加入の運動をしました。その結果が18年の、少し動きが見えたということ、それが19年度につながっていることを申し上げさせていただきたいと思っております。

こういった農業者の方々に有用な政策年金でありますので、とにかく入っていただかないと制度の目的は達せられません。加入推進をこれからも一番の力点において、活動していきたいと思っております。

ありがとうございました。

松本分科会長 ありがとうございました。

続きまして、農林漁業信用基金からご説明をお願いします。

農林漁業信用基金理事長 それでは、前段で19年度の業務実績を報告し、後段で中期目標期間中の実績について、重複部分を除いてご説明をさせていただきます。

資料8-3をご覧ください。第1の業務運営の効率化でございます。1の事業費の削減・効率化でございますが、厳正な保険・保証審査に努めまして、あるいは長期借入金的一般競争入札を実施いたしまして、14年度の予算対比で5%以上の削減目標でございましたが、実績では30.6%の削減を行っております。削減要因の大きな要素は、保険金支払いの減少なり、あるいは貸付事業費の減少ということでございます。

2の業務運営体制の効率化でございます。管理部門の再編を行いまして、人員3名の削減を行いました。

それから、3の経費支出の抑制でございます。一般管理費につきましては、電算システムの自主運用などによりまして、14年度の予算対比では13%以上という削減目標に対しまして、27.1%の削減を行っております。

また、人件費につきましても、公務員の給与構造改革が出されました17年度比で8.3%の削減を行っております。ちなみに、ラスパイレス指数は地域別・学歴別を考慮いたしますと、18年度で104.6でございます。4.6上回っておりますが、次期中期計画で、これを100まで圧縮するというようにしております。

さらに、随意契約の見直し計画を策定いたしまして、随意契約の適正化に向けた取り組みを推進いたしました。これによりまして、借入金の入札あるいは余裕金運用の入札を除きますと、一般競争と随意契約の割合は、大体4割と6割のような比率になっております。これをさらに一般競争入札等の比率を上げてまいりたいと思っております。

4の内部監査の充実でございます。内部監査の一層の充実を図るため、諸規程を全面改正するなど、内部管理体制の評価まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備いたしまして、計画的に内部監査を実施いたしました。また、コンプライアンス委員会を設置するなど、コンプライアンス体制の整備を図りました。この内部監査及びコンプライアンスを所管する部として監理室を新たに設置いたしました。

それから、6の情報処理システムの効率的な開発・運用でございます。信用基金の情報システムを統括するシステム管理課を新たに設置いたしました。管理面・運用体制の面で、その意味では充実強化を図ってまいりました。

2ページをお願いいたします。第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上についてでございます。

1の事務処理の迅速化でございます。これにつきましては、標準処理期間を設けまして、事務処理の迅速化を図ってまいりました。期間内の処理割合は、目標の80%に対しまして98.5%という実績でございました。また、業務改善提案あるいは事務リスク自主点検実施要領を制定いたしまして、業務の遂行状況の自主点検の仕組みを整備いたしております。

2の利用者に対する積極的な情報提供等でございます。よりわかりやすく信用基金の業務内容を提供できるよう、ホームページのリニューアルを行いました。また、信用保険、保証業務につきまして、アンケートや関係会議での意見交換を通じまして、業務の質の向上を図ってま

いりました。

3の適切な保険料率等の設定でございます。保険・保証業務の料率につきまして、算定要素の検証・点検を行い、林業の保証料率につきましては、19年10月に改定いたしました。農業及び漁業の保険料率については、20年度に改定することといたしました。

次に、第3の財務内容の改善でございます。

1の業務収支の改善に向けた取り組みでございます。農業信用保険業務の事故率は0.12%、それから林業信用保証業務の代位弁済率は2.85%となりまして、いずれも設定いたしました目標値を達成いたしました。一方、漁業信用保険業務の事故率は、事前協議の徹底など収支改善に向けた取り組みに努めてまいりましたが、魚価の低迷、それから原油価格の高騰等の影響によりまして、目標が1.15%でございましたが、1.51%ということになっております。

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務では、基金協会と連携いたしまして、大口引き受け案件につきましては、事前協議の対象範囲を拡大あるいは審査の徹底等、求償権の管理や回収に努めてまいりました。基金協会の求償権の管理・回収に努めることが、結局、私どもの保険の事故の管理・回収につながるということでございます。また、部分保証の導入も進めております。

林業信用保証業務では、厳格な保証審査、適切な期中管理によりまして、代位弁済の抑制や求償権の回収に努めました。20年度からは、100%保証の資金を政策性の高い資金に限定することといたしました。

それから、2の責任準備金の計上でございます。これは、将来の保険金あるいは代位弁済の支払いリスクに備えるものでございますが、所定のものを適切に引き当てております。

第4、その他についてでございます。

1の短期借入金につきましては、漁業災害補償業務につきまして、31億4,100万円の借り入れを行いました。

それから、2の人事に関する計画でございますが、専門性を有する人材を、専門知識を活用できる部署に配置するとともに、専門性の育成に配慮した人事交流や研修を実施しております。具体的には、金融機関から採用したり、中途採用したり、あるいは基金協会と人事交流をしております。

続きまして、4ページから、中期目標期間の業務実績概要についてご説明をいたします。

第1の業務運営の効率化についてでございます。

1の事業費の削減・効率化は重複いたしますので、省略いたします。

2の業務運営体制の効率化でございます。平成16年12月に、農業・林業・漁業・農業災害補償の4分野に分かれていた事務所を本部事務所に統合いたしました。また、事務所統合の成果を踏まえまして、総務部経理課からなる管理部門の再編・スリム化を行いました。

また、独法化以降、管理部門の人員を8名削減いたしました。この事務所の統合による経費削減効果は、具体的にはどういう面であらわれているかといいますと、1つは賃貸料の大幅削減、2つ目は人件費の削減、それから、3つ目には公用車が従来4台あったものを1台まで削減いたしております。

次に、3から5につきましても重複いたしますので、省略いたします。

6の情報処理システムの効率的な開発・運用でございます。各部門共通の会計システムの開発、文書管理システムの導入、各業務に係るシステムの改良・修正を実施してまいりました。

続きまして、5ページ、第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、それから第3の財務内容の改善でございます。これもやはり前段の話と重複いたしますので、省略させていただきます。

6ページの、第4の短期借入金の限度額でございます。農業及び漁業災害補償関係業務の期間中の借入金の累計額は1,152億円ということで、限度額の2,975億円の範囲内でございます。

それから、第5の重要な財産の譲渡計画でございます。これは、農業災害補償関係業務を行っておりました事務所について、17年2月に譲渡を行い、これですべて完了いたしております。

第6については、重複いたしますので、省略いたします。

第7、人事に関する計画でございます。信用基金の人員につきましては、期初の130名から7名の削減を行いまして、123名となりました。ただし、独立行政法人の移行時に、前倒して実は3名の削減を行っておりますので、実質的には10名の削減を行ったというふうに評価できるかと思えます。

金融実務に精通した人材を金融機関等から受け入れたほか、定年退職者の再雇用制度を導入いたしました。これらの職員の専門的な知見を効果的に発揮できる部署に配置をしております。

以上で、19年度及び中期目標期間中の業務実績の概要の説明を終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま3つの法人から説明を受けた訳でございますが、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、ございませんか。

松井委員、どうぞ。

松井専門委員 農畜産業振興機構にお聞きしたいんですけども、ラスパイレス指数を見ま

すと、他の法人と比べて断トツに高い値になっているんですけども、それはどのようなことが原因なんでしょうか。

農畜産業振興機構理事長 私どもは、沿革的に見ますと、幾つかの事業団、基金を統合して今日に至っておる訳でございます。その際に、全体としての人数を抑えるために新規採用の抑制等も行っております。従いまして、管理職割合が非常に高くなってきていると。逆に言いますと、少ない人員の中での確に判断をするということで、管理職割合が非常に高いというのが1つあるかと思うんです。

このような沿革にある訳ですけども、地域別、学歴別のラスパイレス指数が高いことは事実でございます。20年度から始まります中期計画の中で、可能な限り速やかに100に近付けるよう努力するというのが私どもの基本的な考え方でございまして、そのために、先ほど来ご説明しましたような幾つかの試みを実施し、このような方向に持っていけるといふふうに確信いたしております。

松井専門委員 どうもありがとうございました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。そのほか、どうぞ。

布施委員、どうぞ。

布施専門委員 業務運営の効率化のところ、内部監査の充実という項目が農林漁業信用基金と農畜産業振興機構のところでは書かれています。業務の効率化という観点からの内部監査というのは、一体どんなことをされているのか。不正のチェックという意味での内部監査ではないのかというのが1点。

また、農業者年金基金については、そのような記載がないので、内部監査というところはどうなっているのかということが2点目でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまの2点について、回答をお願いします。

農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の内部監査体制についてご説明申し上げます。

私どもの内部監査でございますけれども、具体的にそれぞれの各部門がございまして、定期的に監査を行っております。どういう監査を行っているかという点につきましては、それぞれの決済を含めて効率的に行われているか等々、年度計画に則して監査を行っているという状況でございます。

19年度の内部監査計画の中身でございますけれども、例えば経費の支出について、どのような決済を行っているか、あるいは具体的な業務につきまして、進行管理の内容をチェックしているかどうかということについても内部監査を行っておりますし、また一方で、図書類の購入

の件でございますけれども、購入あるいは取得した図書の管理がどのように行われたか等々についても行っております。

また、契約関係でございますけれども、契約事務についてその決済の手續が適正に行われているかどうか等々につきましても、内部監査を行っている訳でございます。

このほか、私ども、現在3つの地方事務所がある訳でございますが、その地方事務所で行っております事業につきましても、どのような決済を内部で行っているか等々につきましても監査を行っている訳でございます。

以上でございます。

農業者年金基金理事長 それでは、農業者年金についてもお尋ねがございましたので、申し上げます。

第1期中期計画において、いわゆる内部監査、全体の組織というものはございませんでした。個別に契約の審査会だとかそういうものは整備をしまいいりましたけれども、現状ではありません。そこで、20年度から始まります今期の計画の中でそういった内部監査の体制について検討していきたい、というふうに考えております。

松本分科会長 では、信金のほうの。

農林漁業信用基金理事長 今ほど布施委員のおっしゃられたことは、最近の言葉で言いますと、いわゆるコーポレートガバナンスの問題だと思います。通常、コーポレートガバナンスと言われますと、適正な業務という観点と、最近では、業務の効率化というこの2点が含まれております。

私どもも、こういうことを頭に描きながら、外部からいろんなアドバイスも受けまして強化に努めた訳でございますが、具体的にはいろいろなマニュアルも全面改正いたしまして、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について、内部管理体制自体の評価や、あるいは問題点の改善方法の提言なども含めて、より具体的な提案ができるように踏み込んでやろうということで、このためには専門部署が要ということで、先ほど申し上げましたように、監理室を設置いたしました。

監理室は、先ほども言いましたコンプライアンスについても、これを統括するという観点で、その過程で当然ながら、業務の効率化に資することを具体的に提言するように努めてまいり所存でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

布施専門委員 具体的には、整理段階にあって、具体的な内部監査の成果というところまで

はいいっていないと考えてよろしいですね。

農林漁業信用基金理事長 これから成果を出すべく努力いたします。

布施専門委員 ありがとうございます。

松本分科会長 そのほかどうぞ。ございませんか。

私の質問は、非常に卑近な例で恐縮なんですけど、今年の5月、これは平成19年度ではないので恐縮ですけど、20年度ですけれども、5月に店頭からバターが消えたという、これはやはり国民に対するサービス向上からいうと、非常にまずいんじゃないかと思うんですけども、こういう事態が起こるといことは不測の事態であったのか、そこら辺どうなんでしょうか。

農畜産業振興機構理事長 バターの需給について、私からご説明するのは必ずしも適切ではないかも知れませんが、農林水産省の担当者がおりませんので、生産局の担当分も含めてご説明申し上げたいと思います。

生乳の需給でございますけれども、実は牛乳、乳製品の消費が低迷をしてきているという状況でございます。昨年度前半までは、全体の生産を削減しようということで、生乳生産の取り組みを行ってまいりました。しかしながら、昨年の後半以降、えさ価格の高騰によりまして、国内の酪農生産者の生産意欲に相当程度陰りが見えてきているというのが1つ。もう1点は、海外の酪農乳製品の価格が非常に高騰したというのが、2つございます。

この要因といたしまして、中国、ロシア、インドなどのいわゆる新興国の牛乳、乳製品、食肉の消費が非常に増えてきていること。また、一方で、とうもろこしの価格が1ブッシェル5ドル、6ドル、現在7ドルを超えているような水準でございますけれども、このような中で、生産が追いつかないこと。ヨーロッパも日本と同じように、牛乳、乳製品について生産調整を実施し、バターについても大幅な在庫減になったところでございます。

このように、全体として消費が伸び悩む中で、生乳生産を少なくしようと動いてきたところ、国際的に価格が高騰してきている。しかしながら、このような生乳生産は、なかなかすぐには減産から増産に切り替えることは、難しいという状況がございます。

もう一つは、主要乳製品メーカーは、消費が落ちているバター・牛乳用製品から、チーズなどのような消費が増えているところに重点を移していこうということで、大きなチーズ工場も実は北海道につくっております。このような中で、全体として、急激な変化に生乳生産動向が追いついていないというのが、大きな点だろうと思います。

私どもの農畜産業振興機構の観点からご説明申し上げますと、バターあるいは脱脂粉乳の輸入業務を行っております。これは、一元輸入ということで、生乳換算で13万トン強のものにつ

いて、バター、脱脂粉乳やホエイを輸入している訳でございます。

これにつきまして、毎年毎年輸入している訳でございますけれども、昨年暮れからバターが少しずつ足りなくなってきたという状況がございます。従いまして、20年度の私どもに割り当てられている輸入量につきまして、前倒しで輸入実現を図っているという状況でございます。

また、農林水産省から主要大手乳製品メーカーに対しまして、4月の末でございますけれども、バターの増産要請も行っております。現在は、少しずつその効果が見えてきているというふうに考えておりますけれども、バターについて私どもが取り扱っておりますのは、冷凍のバター、原料用のバターでございます。最需要期は12月でございますので、それに向けてどのような措置が必要か、農林水産省と連携を取りつつ、私どもとしても検討していきたいというふうに考えている次第でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。そのほか、ございませんか。

ありがとうございます。それでは、今後、平成19年度及び中期目標期間の業務実績の評価につきましては、各プロジェクトチームごとに作業を進めていただくようお願いを申し上げます。

次の議題は、「平成19年度の財務諸表について」でございます。

最初に、事務局から説明をお願いいたします。

経営局総務課課長補佐 経営局の総務課でございます。財務諸表検討会について、ご説明申し上げます。

通則法におきましては、独立行政法人は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3カ月以内に主務大臣に提出をして、その承認を受けなければならない、ということになっております。さらに、その財務諸表を主務大臣が承認するときには、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならない、ということになってございます。

今回、中期目標期間が終了いたしました後発の3つの法人につきましては、本年6月30日までに財務諸表に係る承認手続を行う必要があるということがございまして、これらの法人につきまして、例年より前倒しをいたしまして、今回、評価委員会の意見を伺うということになってございます。

そのため、財務諸表に関する検討につきましては、昨年と同様に、財務関係にお詳しい青柳委員、布施専門委員にご足労いただきまして、財務諸表検討会を6月12日、18日に行っております。この際には、後発の3つの法人の財務担当者の皆様、それから省内の法人担当課も交え

まして、検討がなされたところでございます。

本日の資料9 - 2、9 - 3、9 - 4でございますが、財務諸表の承認につきまして、農林水産大臣からの諮問文の写しを付けておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、布施専門委員から、各法人の財務諸表に関する意見について、ご報告をお願いいたします。

布施専門委員 専門委員の布施でございます。青柳委員が欠席とのことで、青柳委員に代わりまして、私の方でご報告させていただきます。

先ほど事務局の方からもご報告ありましたように、6月12日の午後、あと6月18日の午前に、後発の3法人について、財務諸表の検討会を実施いたしました。基本的に、実施した事項としては、前年度の財務諸表検討会への意見というところへの対応と、前年度の決算との対比での質疑応答を実施しております。

基本的に、各法人、監事、会計監査人もございますので、数字が正しいかどうかという観点よりも、開示がわかりやすいかどうかという観点に絞りまして、検討を実施いたしました。

読み上げさせていただきます。「独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては、国民にわかりやすい開示となっているかが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかりやすい情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考え。以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任（アカウントビリティ）を十分に果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることにする。」

結論といたしまして、3法人の財務諸表を承認することに、青柳委員と私の方からは、特段、異議はございません。なお、別紙に法人別意見が記載されていますが、そちらの方は、今後の財務諸表作成に当たって、留意していただきたいと考えております。

時間ございますか。別紙の法人別意見を少し……。

松本分科会長 ええ、簡単に。

布施専門委員 基本的に、前年の指摘事項とか検討事項については各法人とも対応されておりました。

順番に申し上げますと、1の の運営費交付金の収益化方法については、業務達成基準に移行できないかどうかという議論がございましたが、指標をどう取るかという問題がございますので、こちらに関しては、継続して検討するということになりました。

その他のところですが、2の の事業報告書の記載についてですが、こちらの方は今年度から新たに記載させていただきました事項で、今年度から事業報告書の記載が、総務省の記載様式が変わっておりまして、割と細かい記載になっています。それで各法人は、変わった初年度ということもありまして、著増減理由の記載が割と無かったり、表記をもう少し工夫できないかと思われるような事項がございました。

具体的な点は、よろしいですか。

松本分科会長 そうですね、この表がございますので。

布施専門委員 あと、2の のとして、減損会計への対応というところは、農業者年金基金は、宿舍の売却計画に伴って損失を計上されておりまして、他の法人については、特段問題は無かったというところでございます。

2の の破産更生債権についても同様に、農畜産業振興機構については、法的整理がなされたものについては、会計処理がなされておりまして、特段問題はないかと思われまます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。布施専門委員、青柳委員におかれましては、特別に、この財務諸表を検討していただきました。本当にありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告に対しまして、質問、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ございませんか。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に当たりまして、異存なしとの意見を伝えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は、「繰越積立金の処分について」でございます。文書課から説明をお願いします。

大臣官房文書課 大臣官房文書課の須田でございます。私の方からは、独立行政法人の繰越積立金の処分についてご説明させていただきます。

今回、中期目標期間が終了した法人として、農畜産業振興機構、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の3法人について、積立金の処分という手続を行う必要があるということになっております。

具体的には、資料10の頭でございます参考資料をご覧ください。中期目標期間の終了時に各

法人にある積立金につきまして、本来、積立金は原則、国庫納付するというものでございますけれども、主務大臣の承認を受けた額につきましては、中期目標期間をまたいで繰り越すことができるかとされているところでございます。

その繰越積立金の主務大臣の承認に当たりましては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。今回、各法人ごとに繰越積立金として申請予定の内容については、資料10 - 1 から10 - 3 のとおりとなっております。

手続といたしましては、評価委員会への意見聴取が必要でございますが、19事業年度の財務諸表が確定しないと、積立金の処分について正式な手続が行えないため、財務諸表の大臣承認以後でないと、正式な意見聴取が行えないこと。一方で、6月30日までに繰越積立金に係る大臣承認を行わなければならず、財務諸表の承認後に改めて意見聴取を行う時間がないこと。これらのことから、繰越積立金の評価委員会での意見聴取は、松本分科会長の一任で手続を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

それでは、特段ご意見がございませんので、今後の各法人の繰越積立金の処分の承認手続につきましては、ただいま報告がありましたように、私にご一任させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、「その他」でございますが、まず、文書課から「独立行政法人通則法の改正について」説明をお願いいたします。

大臣官房文書課 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案について、ご説明させていただきます。

前回の農業分科会でアナウンスさせていただいておりますが、昨年末の整理合理化計画を受けまして、独立行政法人通則法の改正が行われるということで、本年4月25日に法案が閣議決定されまして、上程されております。

本法案の主な内容につきまして、簡単にご説明いたします。

資料11をご覧ください。まず、「1.改正の趣旨」ですけれども、昨年12月24日に閣議決定

された独立行政法人整理合理化計画に基づき、独立行政法人のガバナンスの抜本的な強化、業務運営の効率性・透明性の向上など所要の措置を講ずるため、独立行政法人通則法の改正を行うこととされております。主要な改正項目につきましては、昨年の独立行政法人整理合理化計画を具体化するという内容でございます。

次に、「2. 改正案の概要」として、主なところで5項目がございます。

まず、(1) 評価機関の一元化でございます。各府省の評価委員会を廃止して、総務省に設置する独立行政法人評価委員会が全独法の評価を行うこととなります。そして、新たに設置される評価委員会の委員、専門委員の任命については、内閣総理大臣が行うこととなります。

次に、(2) 人事管理の一元化ということで、現行法では、法人の長は、主務大臣が任命するというだけですが、改正法では、内閣の承認が追加されました。また、法人の長及び監事の一部公募制が導入されることとなります。さらに、業績の結果によっては、評価委員会による長及び監事の解任勧告も規定されているところでございます。

次に、(3) 監事・会計監査人の職務権限の強化でございます。今回の改正では、監事及び会計監査人の権限が強化されておりまして、現在、監事の任期につきましては、大半の個別法では2年とされているところですが、これを4年を基本とすることとしております。

次に、(4) 非特定独立行政法人の役職員の再就職規制でございます。 から としまして、役職員による密接関連会社、いわゆるファミリー企業へのあっせん、求職活動の原則禁止などが規定されております。また、再就職に関連する違反者に対する罰則も規定されております。

最後に、(5) 保有資産の見直しでございます。独法は、保有する資産を見直して、不要または使用されなくなったものについて、売却等の処分を進め、その売却収入を国庫に納付することを義務付けているものでございます。

なお、通則法と同じく、通則法の改正に必要な個別法の改正というのも、整理法として一括で5月23日に閣議決定され、これも国会に上げられております。現状といたしましては、今国会でのこれらの法案の成立は見送られ、継続審議となっているところであり、施行時期等については、まだ固まっていないということになっております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは次に、事務局から「今後のスケジュールについて」説明をお願いいたします。

経営局総務課課長補佐 経営局総務課でございます。

お配りしております資料12をご覧くださいと思います。「今後のスケジュールについて

(案)」ということでございます。

本日、第27回の分科会を開催いたしております。今月中の手續といたしまして、先ほどまでにご説明のございました財務諸表の承認手續、それから積立金処分の承認手續を行いまして、後発の3法人につきましては、7月10日までに積立金の国庫納付手續がございます。

それから、7月上旬でございますけれども、整理合理化計画の中で、講ずべき横断的措置ということで、独立行政法人の業務・マネジメント等に係る国民の意見募集、法人の事業内容について、国民から意見を聞いて、それを評価に反映させると、そのような事項の指摘がございまして、こちらにつきましては、今後、評価委員会の事務局でございます文書課の方ともご相談しながら、ホームページを活用いたしまして、意見の募集を行う予定でございます。

それから、先発の法人につきましてはの財務諸表検討会を7月17日に予定しております。

8月になりまして、第28回の分科会を予定いたしておりまして、現在、日程を調整中という状況でございます。

それから、下旬には、第15回の評価委員会が予定されておりまして、この中では、後発の3法人につきましてはの、中期目標期間の評価について、ご検討いただくという予定になっております。

さらに、10月でございますけれども、これは今年の農業分科会で承認されておりますけれども、評価基準の見直しを、原則として10月に実施するという予定になっておりますので、現在、ここに書いておりますように、10月下旬にそのための開催を予定いたしております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

これをもって、本日の議事は終了いたしましたけれども、全体を通しまして何かご意見あるいは質問がございましたら、この際お願いしたいと思います。ございませんか。

それでは、最後に、事務局から連絡事項等についてお願いいたします。

経営局総務課課長補佐 長時間にわたりまして、ご審議いただきまして、ありがとうございました。今後の分科会の開催日程等につきましては、別途、事務局の方からご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料でございますけれども、そのまま卓上に置いていただければ、事務局の方で後ほど郵送するよう手配をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第27回農

業分科会を閉会といたします。委員及び専門委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり大変ご熱心な審議、誠にありがとうございました。

午後 4 時 4 2 分 閉会